

# ■ いかに本質を見抜くか 仕分けの力量が問われる

## ■ 司法制度改革

本学法務研究科は、豊かな人間性に根ざしたバランス感覚の上に立ち、リーガルマインドを備え、的確な判断力と行動力をもった法曹および実務法務専門職の養成を目的としている。

法科大学院（法務研究科）は、法曹養成の仕組みを変える動きから生じた。新制度下では、法科大学院で法曹としての教育を受け、修了者のうち新司法試験合格者が司法研修所において修習をし、修了時に実施される考試の合格を経て、弁護士が誕生する。合格までに時間がかかり、受験技術にばかり長けることの是正を狙ったものである。そこで、法科大学院は、実務と法律を架橋する役割が求められており、従前の司法修習の前期修習に相当する部分をも法科大学院において教育することになる。



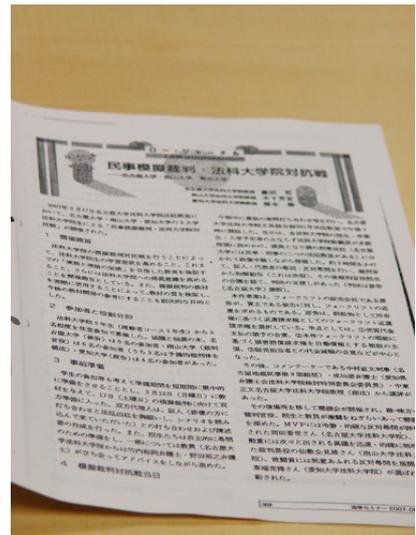
インタビューに応える青山邦夫先生

## ■ 模擬裁判対抗戦

今年3月27日に開催された法科大学院対抗の模擬裁判（愛知県弁護士会法科大学院特別委員会主催）において、3名の学生が裁判所チームで出場し、その内の1名が技能賞を獲得した。この対抗戦への出場にあたり、青山邦夫先生は授業外で対抗戦出場のアシストをした。

公募で集まった3名の学生は、春休み期間中に寝食を惜しんで、準備に励んだ。事前に模擬裁判で扱う内容は示されているものの、その内容を直接指導できないため、青山先生は他の訴訟事件教材を用いて指導をしたという。

青山先生は、裁判は争点の明確化がポイントであり、意味のある事実と意味のない事実を仕分け、争点を整理することが重要であると語る。学生たちは青山先生の指導に応じて、チームで学習に取り組んだ結果、うまく争点を整理し、技能賞獲得につながった。



模擬裁判対抗戦の準備のために使用した教材

## ■ 多様な学生

本学の法務研究科は昼夜開講制を導入するなど、幅広い分野からの学生の受け入れを狙っている。しかし、社会人学生にとってネックになるのは時間である。青山先生は、未修者コース（3年制）でも約半数は法学部出身であるが、それでも学習時間が足りず、ましてや仕事を終えて、終業後や休日を学習時間に充てる社会人学生には大変な負担であるという。本学では、社会人学生に対して、長期履修制度を導入しており、学習時間の確保に活用されている。しかし、青山先生からは、学生は長期間モチベーションを維持しなければならないから大変であるという指摘もあり、仕事との両立という難しい課題を抱えながら、いかに底上げを図るかに苦心しているという。

なお、法律の初学者への配慮も必要である。その点について、青山先生は、まず概念を正確につかむべきという。正確な事実の把握こそ、模擬裁判対抗戦での受賞と同様に、法曹に必要なことである。

## ■ 本質を学ぶ

青山先生に、法律を学ぶ意義について、かみ砕いて説明をいただいた。

「法律、特に解釈学を学ぶときは特異事例に注意が集中しがちです。特異事例の中には法律上の論点が多く含まれ、興味深く、深く法理を考えるきっかけになることは間違いありません。しかし、典型的な事案、紛争をよく理解することもそれ以上に大切なことです。病理現象を理解することによって人体について多くの知見を得るでしょうが、その基礎に生理現象についての十分な理解がなければならないのと同様です」。学習が進むと、問題点ばかりに目がいくようになり、典型的な状態を見落としてしまうことも多くなるように感じられる。本質が何であるか。法曹に携わる者には仕分け人としての力量が問われている。

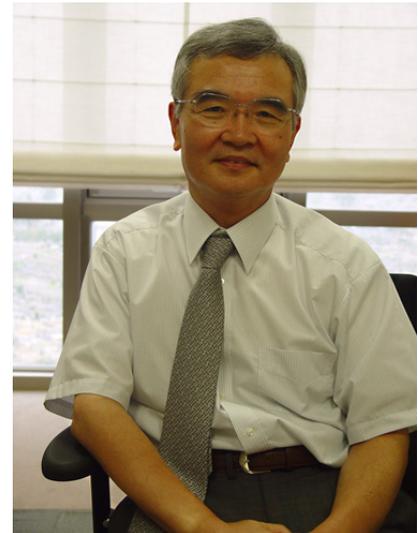
## 本質を追究する姿勢

青山先生が指摘するように、新司法試験の受験内容は非常に高度であり、いくら時間があっても足りないぐらいの学習が必要である。先生の研究室に向かう途中、廊下に「ゼミナール」の開催を知らせるチラシを見かけた。

青山先生に尋ねると、数種類のゼミナールが存在するという。1つ目は、教育支援員としてお願いしている若手の弁護士に休日や平日の夜間に法律や訴訟実務をレクチャーしてもらうゼミナールである。2つ目は、学生たち自身が自主ゼミナールを開講し、同じ問題意識を持ち合わせた学生同士で学びあうゼミナールである。また、専門職大学院であるため、他研究科のように学生が指導教員の下で教育を受けるということはないが、学生の要望に応じて、授業時間外に個別に指導することもあるという。これは3つ目のゼミナールにあたる。このように、授業時間外にさまざまな学びを経て、学生は力を培っていく。

新司法試験の対応だけを考えれば、既習者に合格者を絞って入学させることが効率的である。しかし、青山先生は合格率が低い現状を踏まえて、法曹以外の道に進んでも、法務研究科で学んだ内容が生かせる社会が望ましいという。企業でも法律を扱う仕事は存在する。もっと多様な進路があってもよいと考えている。それ故、本学法務研究科では、実務法務専門職も養成することを目標に掲げている。

裁判において、原告および被告の主張から、いかに事件の本質を見抜くことができるか。それこそが、裁判官の経験も踏まえて、青山先生が法務研究科の学生たちに伝えたいことなのだろう。法科大学院の宿命として、修了生の新司法試験の合格は必須である。しかし、「その後」、法律を生かした仕事に就いてからが大事である。青山先生の温厚なコメントの裏に、厳しい法曹の世界を垣間見たインタビューであった。



温厚な眼差し青山先生。法律を学ぶことの意義を語っていただいた。

(司法制度改革の説明は、青山先生のコメントと日本弁護士連合会のホームページを参考にまとめた。)

記事作成：大学教育開発センター 楯(タテ) 一也

### 取材概要

日時	2010年7月30日(金) 13時30分～15時
取材場所	天白キャンパス タワー75/1408研究室
取材対象者	法務研究科 青山邦夫先生

## 取材概要

取材メンバー

薬学部 西田幹夫委員、総合学術研究科 伊藤幹雄委員  
大学教育開発センター 楯一也、神保啓子